

国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (研究者の受入れ) 第8条 (略) 2 (略) 3 共同研究員を受け入れるに当たっては、研究料を徴収するものとする。研究料については別に定めるものとする。<u>研究料の月割り計算は行わない。</u> 4 <u>同一年度内において、研究期間を延長することとした場合には、同一の共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。</u> 5 (略) (事務) 第15条 共同研究の受入れに係る事務は、<u>研究支援・産学連携チーム</u>において処理する。</p>	<p>本則 (研究者の受入れ) 第8条 (略) 2 (略) 3 共同研究員を受け入れるに当たっては、研究料を徴収するものとする。研究料については別に定めるものとする。 (削る) 4 (略) (事務) 第15条 共同研究の受入れに係る事務は、<u>研究国際部研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (24 教規程第 14 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。